第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　329,618千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　318,411千円
10,997,096千円

3．損益計算書関係
⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額　2,078,324千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費　1,270,178千円
当期総利益に与える影響額（差引き）　808,146千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　0千円
808,146千円

4．減損関係
減損を認識した資産
⑴　蟻ヶ崎東宿舎
・資産の用途：職員宿舎
・資産の種類：土地
・資産の場所：長野県松本市蟻ヶ崎２－６－12
・帳簿価額等の概要：　61,000千円
・減損の認識に至った経緯
当該宿舎は老朽化が激しいため廃止を決定し、当該敷地について処分計画を検討中であるため、減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　－千円
損益計算書に計上していない金額　18,716千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価格として、承継時と平成26年度の正面路線価を利用した価格比を帳簿価格に乗じて算出した。
⑵　西小深宿舎
・資産の用途：職員宿舎
・資産の種類：土地
・資産の場所：長野県上田市中央２－24
・帳簿価額等の概要：　56,400千円
・減損の認識に至った経緯
当該宿舎は老朽化が激しいため取り壊しを行い、当該敷地について処分計画を検討中であるため、減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　－千円
損益計算書に計上していない金額　28,577千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価格として、承継時と平成26年度の正面路線価を利用した価格比を帳簿価格に乗じて算出した。
⑶　県宿舎Ｂ
・資産の用途：職員宿舎
・資産の種類：建物
・資産の場所：長野県松本市県３－１－１
・帳簿価額等の概要：　8,058千円
・減損の認識に至った経緯
当該宿舎は老朽化が激しいため、廃止を決定し現在退去を要請中である。
職員宿舎としての用途を廃止することから、減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　－千円
損益計算書に計上していない金額　8,058千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価額を採用し、市場性がないため、正味売却価額は０円とした。
⑷　県宿舎Ｃ
・資産の用途：職員宿舎
・資産の種類：建物
・資産の場所：長野県松本市県３－１－１
・帳簿価額等の概要：　7,601千円
・減損の認識に至った経緯
当該宿舎は老朽化が激しいため、廃止を決定し現在入居者はいない。
職員宿舎としての用途を廃止することから、減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　－千円
損益計算書に計上していない金額　7,601千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価額を採用し、市場性がないため、正味売却価額は０円とした。
⑸　電話加入権
・資産の用途：電話加入権
・資産の種類：その他無形固定資産
・資産の場所：
・帳簿価額等の概要：294回線　2,781千円
・減損の認識に至った経緯
平成26年度の長野県相続税評価額は１回線あたり1,500円であり、帳簿価格から50％以上下落しているため、減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　－千円
損益計算書に計上していない金額　2,340千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価額を採用し、長野県相続税評価額に回線数を乗じて得た額で算定した。

5．資産除去債務関係
本学において、⑴石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、及び⑵土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務について、この除去費用を資産除去債務として計上した。
なお、算出にあたり、使用見込期間を取得から５年～34年と見積もり、割引率は資産除去債務計上時の長期プライムレートとした。
⑴　石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務
①　松本キャンパス学生食堂
事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（購買室、食堂、浴室の天井裏）
使用見込期間　４年